

木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助希望者を募集します

町では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方を対象に「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣及び耐震改修費の補助を実施しています。

耐震診断士派遣事業

耐震診断士派遣事業とは、町内の木造住宅の所有者が耐震診断を受ける場合、耐震診断士を派遣して派遣費用の一部を補助している事業です。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方
対象となる住宅	次に掲げる <u>全ての要件に該当</u> すること ①町内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅 ②丸太組構造及び型式適合認定によるプレハブ工法以外により建てられたもの ③階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの ④昭和56年5月31日以前に適法に着工されたもの
申込期間	5月17日(月)～10月29日(金) (土・日・祝日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
診断費用	申込みには自己負担額として2,000円がかかります

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計とは、耐震診断士等が診断した結果から、補強するための設計書を作成することをいいます。
耐震改修工事は、その設計書を基に、基礎や土台、柱、筋交い、梁、壁等を補強する工事のことをいいます。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	次に掲げる <u>全ての要件に該当</u> すること ①耐震診断士派遣事業の対象となる住宅の <u>全ての要件</u> に該当すること ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの ④令和4年2月末日までに設計または工事が完了するもの	
申込期間	5月17日(月)～10月29日(金) (土・日・祝日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	
補助金額	耐震改修設計 設計に要する費用の3分の2 (限度額：100,000円)	耐震改修工事 工事に要する費用の23% (限度額：230,000円)

補助件数と申込受付

補助件数
耐震診断士派遣事業 3戸
耐震改修設計 3戸
耐震改修工事 1戸
(全て先着順となります。)

申込受付
茨城町役場 1階 都市整備課 (11番窓口)

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116 (直通)

公共下水道の供用開始区域を拡大しました



町では、公衆衛生の向上や、溜沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、2.74haの区域(令和3年3月31日供用開始：長岡地区0.12ha、前田地区2.62ha)において、公共下水道を使用することができるようになりました。拡大した区域にお住まいの皆様は、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします。

公共下水道への接続は3年以内に

下水道法では、公共下水道が利用できるとなると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことになっています。

接続工事補助金・融資あっ旋制度をご利用ください

供用開始後3年以内に下水道へ接続された方は、町の支援制度として、補助金の交付または融資のあっ旋が利用できます。詳細は、町下水道課までお問い合わせください。

【問合せ先】 下水道課 ☎ 029-240-7127 (直通)

令和3年度 茨城町住宅リフォーム資金助成事業

を実施します

町では、町内の施工業者を利用して自己用住宅のリフォーム工事を行う町民の方に対して、その工事金額の一部を助成します。申請方法や添付書類等は、都市整備課までお問い合わせください。

▶助成対象者の要件

- 町内在住者であって、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、その住宅に申請時において3年以上住民登録をしていること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
- 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。
- 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない方。

▶助成対象リフォーム工事

- 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
 - 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、住宅設備工事等。
 - 申込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を開始し、翌年2月末日までに終了する工事(既に着工している、もしくは工事完了済の住宅は対象になりません)。
 - 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない住宅。
- ※助成の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。
- (例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事 等

▶受付期間 5月17日(月)～6月18日(金)

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く

▶募集件数 24件

▶助成額 助成金の額は一律20万円です。

ただし募集件数を超える申込みがあったときは、抽選により助成対象者を決定します。

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116 (直通)